

## 佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、クリーンエネルギー自動車の普及を促進することにより地球温暖化の防止を図るため、クリーンエネルギー自動車の購入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンエネルギー自動車 燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により保安基準に適合すると認められた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (4) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (5) 国の補助金 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において交付される補助金をいう。
- (6) 事業者 町内に事業所又は事務所を有する法人をいう。

(補助対象者)

**第3条** この告示による助成の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助申請時において、町が賦課する町税に滞納がない者であつて、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) クリーンエネルギー自動車の初度登録（自動車が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けることをいう。以下同じ。）から本告示による補助金交付申請をした日までの間、引き続き町内に住所を有する個人又は事業者
- (2) クリーンエネルギー自動車を購入するにあたり、国の補助金の交付を受けた個人又は事業者
- (3) 継続して町内においてクリーンエネルギー自動車を所有し、使用することが見込まれる個人又は事業者

(補助対象経費等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

**第5条** 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書（以下「交付申請書等」という。）は、佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 交付申請書等に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) クリーンエネルギー自動車を購入したことが確認できる書類
- (3) 国の補助金の交付を受けたことが確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付申請期限)

**第6条** 補助金の交付申請の期限は、自動車検査証の初度登録月の翌月の1日から起算して90日以内とする。

(確定通知等)

**第7条** 規則第6条及び第13条の規定による通知は、佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)によるものとする。

(補助金の請求)

**第8条** 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金交付請求書(様式第3号)によるものとする。

(財産の処分制限)

**第9条** 補助対象者は、補助金の交付を申請した日の属する年度の翌年度から起算して4年以内に、補助対象クリーンエネルギー自動車を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、国の補助金における財産処分申請の結果が確認できる書面をもって町長の承認を得なければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

**第10条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に初度登録される車両について適用する。

### 別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額等
クリーンエネルギー自動車本体の購入費用	国の補助金の2分の1以内	1台あたり10万円を限度とする。補助金の交付は導入台数にかかわらず1世帯につき1台若しくは1事業所につき3台までとし、同一年度内における申請は1回限りとする。

様式第1号（第5条関係）

佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金  
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

〒  
（申請者）住 所  
氏 名  
電話番号

年度佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付申請のため、私の町税の納付状況及び住民基本台帳の記録の状況について、町長が関係部局に報告を求めることに同意します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- （1）自動車検査証の写し
- （2）国の補助金の交付を受けたことが確認できる書類
- （3）クリーンエネルギー自動車を購入したことが確認できる書類

第 号  
年 月 日

様

佐久穂町長



佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金  
交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金について、下記のとおり決定及び確定をしたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 確定額 円

3 交付の条件

佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金交付要綱第9条を遵守すること。

交付決定後に、佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金交付要綱に違反する行為が認められた場合等により、交付決定の取消しとなった場合は、速やかに補助金を返還すること。

様式第3号（第8条関係）

佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金  
交付請求書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

〒  
（申請者）住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定のあった 年度  
佐久穂町クリーンエネルギー自動車導入補助金を下記のとおり請  
求します。

記

1 確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先

金融機関	銀 行 信用金庫 店 信用組合 所 農 協										
口座の種類	普通 ・ 当座										
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日										
（フリガナ）											
口座の名義											